

平成 28 年 10 月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！（社会保険の適用拡大）

■ 何が変わるのですか？

現在は、一般的に週 30 時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入の対象です。それが、平成 28 年 10 月からは従業員 501 人以上の企業で、週 20 時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方が、これまでより厚い保障を受けることができます。

■ 加入する（適用になる）メリットは？

- (1) 将来もらえる年金が増えます
- (2) 障害がある状態になり、日常生活を送ることが困難になった場合なども、より多くの年金がもらえます
- (3) 医療保険（健康保険）の給付も充実します
- (4) 会社もあなたのために保険料を支払います。また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方は、今より保険料が安くなる場合があります

社会保険に加入するメリット

厚生年金保険・健康保険（社会保険）に加入すると、以下のようなメリットがあります。

- (1) 将来もらえる年金が増えます

全国共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。

例えば月収 88,000 円の方の場合、毎月 8,000 円（年額 96,000 円）の保険料で、40 年間加入した場合は毎月 19,000 円（年額 228,000 円）の年金がもらえ、1 年間だけ加入した場合でも毎月 500 円（年額 6,000 円）の年金が終身でもらえます（モデルケース参照）。

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額19,300円/年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 9,700円/年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 500円/年額5,800円 × 終身

<保険料と年金額のモデルケース（40年間加入）> ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整（減額）があります。



- (2) 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一、障害がある状態になり、日常生活を送ることが困難にな

った場合、「障害厚生年金」が支給されます。障害厚生年金には、月額約 49,000 円の最低保障額が設けられています。また、障害基礎年金は、障害等級 1 級または 2 級の場合に支給されますが、障害厚生年金は、障害等級 3 級の場合も支給されます。

また、万一お亡くなりになった場合は、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。遺族基礎年金は 18 歳未満の子がいない場合は配偶者に支給されませんが、遺族厚生年金は 18 歳未満の子がいない場合も配偶者に支給されます。

(3) 医療保険（健康保険）の給付も充実します

医療給付の内容は、各医療保険制度共通で、基本的に本人・家族で差はありませんが、一部の現金給付（傷病手当金、出産手当金）について、差があります。賃金に応じた毎月の保険料で、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の 3 分の 2 程度の給付を受け取ることができます（モデルケース参照）。

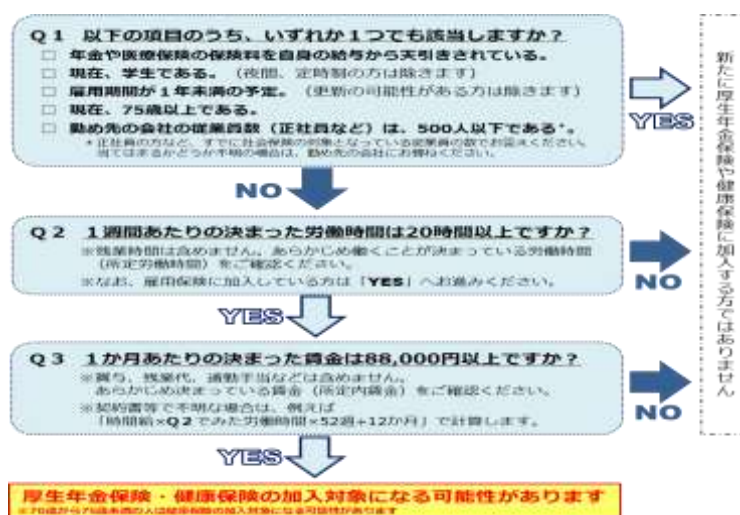
(4) 会社もあなたのために保険料を支払います。また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方は、今より保険料が安くなる可能性があります

会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、厚生年金では自身が支払った保険料の 2 倍の額が支払われていることになり、それが給付につながります。

また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方（第 1 号被保険者の方）は、賃金の額によって自身が支払う保険料が安くなる可能性があります。

新たに加えることになる対象者

お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、以下をご確認ください。



よくある質問

Q1 今は配偶者の扶養に入っています。パートで働いていますが、社会保険に加入すると手取りが減るので入らなくてもよいのでしょうか。

A1 要件に当てはまる方は必ず加入です。

任意の仕組みではありませんので、要件に当てはまる方は、必ず加入していただくこととなります。月々、賃金に応じて保険料を支払っていただくこととなりますが、働くこと

ができなくなった老後に年金が増えるなど、給付がより厚くなるという加入のメリットがあります。

Q 2 老後の年金が増えるとのことですが、将来、年金がもらえなくなったりしないでしょうか。

A 2 年金がもらえなくなることはありません。

少子高齢化の進む中で、長期的には給付水準はゆるやかに低下していく見通しですが、日本で経済活動が営まれている限り、将来の保険料収入や税収入がなくなることはありませんので、年金が受け取れなくなることはありません。公的年金制度は、現役世代の方が納める保険料を高齢者などの年金の給付に充てるという世代と世代の支え合いの考え方を基本としています。また、保険料収入以外にも、積立金の運用収益や国庫負担が年金の給付に充てられています。国が運営し、国庫負担や事業主負担があることは、個人の貯金や民間保険にはない大きなポイントです。制度について詳しい情報は以下も参考にしてください。

Q 3 新たに社会保険の適用になった場合、必要な手続きはありますか。

A 3 基本的に会社を通じて行いますが、一部ご自身で行う手続きもあります。

必要な事務手続きは、基本的に会社を通じて行いますので、お勤めの会社のご担当者にご確認ください。保険証は新たに加入する健康保険の保険者から発行されることとなります。ただし、それまで国民健康保険に加入されていた場合は、お住まいの市区町村に対して、国民健康保険の資格喪失の届出をご自身で行う必要があります。

また、ご家族の健康保険に加入していた場合は、その健康保険の資格喪失の届出をご家族の会社を通じて行う必要がありますので、その旨をご家族の会社に申し出てください。

Q 4 現在、年収 130 万円を超えないよう、就業時間を抑えて働いています。年収 130 万円の基準が年収 106 万円（月収 88,000 円）になるのでしょうか。

A 4 いいえ、違います。

今回の改正は、要件を満たした方が国民年金・国民健康保険ではなく、厚生年金保険・健康保険に加入するというものです。年収 130 万円の被扶養認定基準は、自身で保険料を支払うか支払わないかの基準で、今回これに変更はありません。また、年収 130 万円未満であっても加入対象にあてはまる場合には、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。（年金・健康保険の被保険者区分については、こちらをご覧ください。）

なお、雇用保険の取扱いも同様であるため、週 20 時間未満で勤務する場合は、厚生年金保険・健康保険に加入できないだけでなく、雇用保険にも加入できないこととなりますので注意してください。

Q 5 現在、63 歳で特別支給の老齢厚生年金をもらっています。社会保険加入後も、年金は引き続きもらえますか。

A 5 一定以上収入があると、年金が一部停止になることがあります。ただし、長期加入者又は障害者特例措置の対象の方が一定要件を満たす場合に、経過措置が設けられています。詳しくは下記「年金を受給しながら働かれている方へ」をご覧ください。

60 歳以上の厚生年金を受給している被保険者の方を対象に、年金支給を一部停止する仕組みがあります（在職支給停止）。

(1) 働いても不利にならないようにする

(2) 現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている方については、年金給付

を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうという2つの視点のバランスの中で設けられている仕組みです。

たとえば、60歳以上65歳未満の厚生年金を受給している被保険者の方は、賞与を含めた月収と年金の合計額が28万円を下回る場合は引き続き全額を受給できます。合計額が28万円を上回る場合は、その額から28万円を引いた額の半分の年金が支給停止となります。さらに、47万円を上回る場合は、その額から47万円を引いた額の年金が支給停止となります。保険料を支払った分は、退職時に年金給付が増える形で反映されます。

また、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受け取っている方は、上記の在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

Q 6 近所の年金事務所で相談したいのですが、場所がわかりません。

A 6 ホームページで検索可能です。

日本年金機構のホームページで、年金事務所の住所、電話番号、管轄地域などを公表しています。下記 URL から都道府県を選択した上、利用したい地域の年金事務所の情報をご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html> ※ 日本年金機構の ホームページ に移動します。

Q 7 将来的には、さらに社会保険の加入対象は広がっていくのですか。

A 7 今後、検討が進められます。

社会保険の対象範囲については、平成31年9月までに、さらに検討を進めることが法律で決まっています。

◆厚労省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>